選手選考委員会規定

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会(以下「本協会」という。)は、選 手選考委員会(以下「委員会」という。)について、その選任の基準、任期等を 定めることにより、選手選考に関しその公正・適正をはかることを目的とする。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本協会の強化指定選手の選考について審議、決定し、日本代表監督の 選任した日本代表選手を審議、承認する。

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員10 名以内

- 2 委員長には、競技力強化委員長が就任し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 選手選考委員は、つぎの各号の一に該当する者の中から委員長が選任し、理事会 の承認を得て、競技力強化委員長が委嘱する。
 - (1) 日本代表監督
 - (2) ハイパフォーマンスチームコーチ
 - (3) 競技力強化委員
 - (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、強化指定選手および日本代表選手の任期終 了までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

- 第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、議長となる。
 - 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 第6条 事務局長および担当理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

(強化指定選手の選考基準の開示)

第7条 強化指定選手の選考基準は、ハイパフォーマンスチームおよび日本代表チームの 編成方針に従い、事前に広く開示する。

(不服申し立て)

第8条 本委員会の強化指定選手選考の結果に対する不服申し立ては、選手を推薦した所

属クラブを通して受け付ける。

2 不服申し立ては、本協会の「顧問およびスーパーバイザー」により解決するものとする。

(規定の変更)

第9条 本規定の改廃は、理事会が決定する。

附則1 本規定は、平成26年12月13日より施行する。